

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第522号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

#### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

有楽1、有楽2、有楽3、有楽4、有楽5、有楽6、有楽7、女神湖、蓼科牧場2、蓼科牧場3、蓼科牧場4、蓼科牧場5、蓼科牧場6、蓼科牧場7、蓼科牧場9、蓼科牧場10、蓼科牧場11、蓼科牧場12、蓼科牧場13、蓼科牧場14、蓼科牧場15、蓼科牧場16、蓼科牧場17、蓼科牧場18、蓼科牧場19、蓼科牧場20、蓼科牧場21、蓼科牧場22、蓼科牧場23、蓼科牧場24、蓼科牧場25、蓼科牧場26、蓼科牧場27、蓼科牧場28、蓼科牧場29、蓼科牧場30、もみの木2、もみの木3、もみの木4、もみの木5、もみの木6、もみの木7、もみの木8、もみの木9、もみの木10、もみの木11、蓼科学園地2、蓼科学園地3、蓼科学園地4、蓼科学園地5、蓼科学園地6、蓼科学園地7、蓼科学園地8、樽ヶ沢1、樽ヶ沢2、白樺湖1、白樺湖2、白樺湖3、白樺湖4、白樺湖6、白樺湖7、白樺湖8、白樺湖9、白樺湖10、白樺湖11、白樺湖12、白樺湖13、白樺湖14、白樺湖15及び白樺湖16

#### 2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

御泉水尻沢、蓼科唐沢、穴小屋沢、樽ヶ沢2及び樽ヶ沢1

#### 2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備えて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

#### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

御泉水尻沢、蓼科唐沢、穴小屋沢、樽ヶ沢2及び樽ヶ沢1

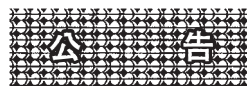
#### 2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備えて縦覧に供します。）

#### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

#### 1 申請のあった年月日

平成26年9月11日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えんまる

#### 3 代表者の氏名

岩間 淳

#### 4 主たる事務所の所在地

長野市安茂里小市3丁目30番19号セピアコート安茂里202

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや母親達と触れ合う場を作り、そこから子どもたちの悩み相談、母親達の育児相談等を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

県民協働課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年9月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人屋代高等学校同窓会
- 3 代表者の氏名  
赤地 憲一
- 4 主たる事務所の所在地  
千曲市大字屋代1000番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、屋代高等学校及び広く地域社会に寄与することを目的に、学術、文化、芸術、科学技術及びスポーツやボランティア活動等の社会教育活動にかかわる特定非営利活動をおこなうものとする。

県民協働課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム中野店  
中野市大字七瀬字街渠365-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年4月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,650平方メートル

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ山口ショッピングパーク  
上田市大字上田字山口1121-1 ほか

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 316台
  - (2) 駐輪場の収容台数 18台
  - (3) 荷さばき施設の面積 165平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 28立方メートル
- (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カインズ	午前6時30分	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時～午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 5か所 出口 5か所 合計10か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後8時まで
2	午前6時から午前6時30分まで

8 届出年月日

平成26年8月26日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成26年9月22日から平成27年1月22日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ  
小諸市御幸町2-1-20

## 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株) ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
寺島薬局(株)	池野 隆光	茨城県つくば市天久保2-17-5
(株) コメリ	捧 雄一郎	新潟市南区清水4501-1
(有) 御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557
(有) フラワーショップ 花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株) ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
ウェルシア関東(株)	水野 秀晴	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7
(株) コメリ	捧 雄一郎	新潟市南区清水4501-1
(有) 御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557
(有) フラワーショップ 花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824

## 4 変更した年月日

平成25年5月7日ほか

## 5 届出年月日

平成26年7月14日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成26年9月22日から平成27年1月22日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーヨーデイツー篠ノ井バイパス店  
長野市川中島町御厨2390-1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

田中産業株式会社  
長野市青木島町綱島348-1

3 変更する事項  
大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
本久デイツー篠ノ井バイパス店	ケーヨーデイツー篠ノ井バイパス店

- 4 変更した年月日  
平成26年7月15日
- 5 届出年月日  
平成26年7月17日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成26年9月22日から平成27年1月22日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーヨーデイツー長野徳間店  
長野市大字徳間3190
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
竹腰 隆次  
長野市大字徳間394  
富澤 孝夫  
長野市上野1-1  
株式会社ケーヨー  
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

3 変更する事項  
大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
本久デイツー徳間店	ケーヨーデイツー長野徳間店

4 変更した年月日

平成26年7月12日

- 5 届出年月日  
平成26年7月29日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成26年9月22日から平成27年1月22日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
中野都市計画汚物処理場 豊田衛生センター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び中野市役所

都市・まちづくり課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
山ノ内都市計画汚物処理場 豊田衛生センター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び山ノ内町役場

都市・まちづくり課

**公告**

千ヶ滝湯川用土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年9月22日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

理事

新任

氏名	住所
土屋 隆 是	小諸市大字御影新田552番地
青木 文 明	小諸市大字御影新田667番地
赤澤 茂 夫	佐久市岩村田3781番地 1
清水 功	佐久市岩村田1965番地
角田 豊 美	佐久市岩村田1032番地 4
神津 芳 生	佐久市長土呂418番地 2
柳澤 康 旦	佐久市塚原364番地 1
荻原 春 敏	御代田町大字草越381番地
山本文 夫	御代田町大字馬瀬口2152番地 3
鈴木 健 之	御代田町大字御代田2223番地 6
中村 福 人	小諸市大字市51番地

重任

氏名	住所
清水 永 夫	小諸市大字御影新田841番地
柏木 正 明	小諸市大字御影新田1466番地
小林 秀 一	佐久市岩村田320番地 7
山口 義 治	佐久市小田井350番地
土屋 延 男	御代田町大字御代田3871番地
田嶋 大	小諸市大字耳取2028番地
丸山 修 一	小諸市大字耳取2005番地13
高地 作 治	小諸市大字市378番地 3
土屋 勝	軽井沢町大字長倉4783番地
渡辺 三 男	軽井沢町大字長倉4266番地
荒井 猛	軽井沢町大字追分598番地

退任

氏名	住所
清水 智 男	小諸市大字御影新田747番地 2
渡辺 泰 行	小諸市大字御影新田540番地 3
浅沼 戡 治	佐久市岩村田429番地 4
佐藤 勝 夫	佐久市長土呂1363番地 1
白石 功	佐久市岩村田1458番地 1
渡辺 登	佐久市岩村田857番地 1
青木 義 人	小諸市大字市50番地
桜井 篤	御代田町大字御代田2189番地
山本 健太郎	御代田町大字馬瀬口2179番地
荻原 亨 栄	御代田町大字草越879番地 4

監事

新任

氏名	住所
甘利 憲 司	小諸市大字和田711番地
中澤 孝 明	佐久市岩村田721番地
土屋 敏 一	御代田町大字草越656番地 3

重任

柳澤 正 直	小諸市大字市1054番地 5
--------	----------------

退任

氏名	住所
中澤 右 京	小諸市大字和田755番地 1
羽毛田 孟	佐久市岩村田719番地
柳沢 大 作	御代田町大字馬瀬口1907番地118

農地整備課

公告

伊那市六道原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年9月22日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

理事

重任

氏名	住所
宮原 惺	伊那市上牧6331番地 2
唐木 哲 司	伊那市上牧6259番地
唐木 光 昭	伊那市上牧6281番地
田中 幸 男	伊那市上牧7390番地 2
平澤 明 彦	伊那市野底7923番地 2
平澤 公 明	伊那市野底7570番地
平澤 文 博	伊那市野底7566番地 1

監事

新任

氏名	住所
唐木 英 明	伊那市上牧6288番地

重任

氏名	住所
井口 省 吾	伊那市野底7689番地

退任

氏名	住所
唐木 裕 眞	伊那市上牧6287番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年9月22日

長野県上小地方事務所長 笹 沢 文 昭

- 1 許可番号  
平成26年2月4日 長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-10号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上田市住吉字腰田700-7、703-1の内、704-1の内、704-ロ、706-10、707-1、707-2、707-3、707-6、707-7、707-9、707-10（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上田市大手1丁目11-16  
上田市長 母 袋 創 一

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年9月22日

長野県松本地方事務所長 池田 秀幸

- 1 許可番号  
平成26年9月2日 長野県指令26都第40-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1363-10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大字広丘野村1363-9 三村 礼子

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年9月22日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

- 1 許可番号  
平成26年7月24日 長野県指令26都第10-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字北岡字向屋敷194-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字日滝314-12 セジュール大谷202号  
久保 裕也

都市・まちづくり課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成26年9月22日

長野県公安委員会

- 1 講習の実施日、実施時間及び実施場所
  - (1) 実施日  
平成26年11月11日（火）から平成26年11月14日（金）まで
  - (2) 実施時間  
午前9時から午後5時まで
  - (3) 実施場所  
千曲市大字磯部1144-4  
地方職員共済組合戸倉保養所名月荘
- 2 受講定員  
40人
- 3 受講の手続
  - (1) 事前申込み
    - ア 事前申込みの方法
      - (7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行

い、講習受付番号を取得してください。

- (4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
- (5) 電話1本につき1人の受付とします。
- (6) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成26年10月10日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して、10月20日（月）から10月24日（金）までの間に提出してください。

ア 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付） 1枚

イ 代理人が受講申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 講習手数料

講習手数料（38,000円）は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月22日

長野県企業局川中島水道管理事務所長

小口 秀男

1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務  
平成26年度漏水調査業務（その2）
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び設計図書によります。
- (3) 履行期間  
平成26年10月17日から平成27年1月30日まで
- (4) 履行場所  
長野市川中島町ほか

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げ

る事項は、長野県企業局のインターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>) に記載のとおりです。

### 3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び設計図書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

電話 026 (284) 1700

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年9月30日(火)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企業局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月22日

長野県企業局川中島水道管理事務所長

小口秀男

### 1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

平成26年度配水池内調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び設計図書によります。

(3) 履行期間

平成26年10月17日から平成27年1月30日まで

(4) 履行場所

川中島水道管理事務所管内一円

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>) に記載のとおりです。

### 3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び設計図書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

電話 026 (284) 1700

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年9月30日(火)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企業局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月22日

長野県企業局川中島水道管理事務所長

小口秀男

### 1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

平成26年度配水管内調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び設計図書によります。

(3) 履行期間

平成26年10月17日から平成27年1月30日まで

(4) 履行場所

川中島水道管理事務所管内一円

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>) に記載のとおりです。

### 3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び設計図書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

電話 026 (284) 1700

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年9月30日(火)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企業局